

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日が休日に当り、その翌日)

目 次

◇規 則 鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則（住宅課）

◇告 示 保険薬剤師の登録（保険課）

土地改良事業の認可申請の適否の決定（農村整備課）
保安林の指定（森林保全課）
出納長の権限に属する事務の一部の委任（会計課）

規 則

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成九年八月二十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第四十三号

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（平成九年六月鳥取県条例第十九号）中別表第一の改正規定のうち清谷団地に関する部分の施行期日は、平成九年九月一日とする。

告 示

鳥取県告示第五百八十二号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ五第一項の規定に基づき、保険薬剤師の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに特定承認保険医療機関の承認並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第九条の規定により、次のとおり告示する。

平成九年八月二十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

氏 名	登録の記号及び番号	登録の年月日
西田 照子	鳥葉一〇三九	平成九年八月四日

鳥取県告示第五百八十三号

江府町が行う土地改良事業（一般農道整備事業杉谷地区農道整備）の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成九年八月二十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

平成九年九月一日から二十一日間

三 縦覧に供する場所

江府町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第五百八十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成九年八月二十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 保安林の所在場所

境港市佐斐神町字砂浜ノ二 一三の五地先（国有林）

二 指定の目的

飛砂の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐は、択伐による。

(二) 主伐として伐採をすることができない立木は、日野川地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び境港市役所に備え置いて縦覧に供する。〕

鳥取県告示第五百八十五号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十一条第四項の規定に基づき、出納長をしてその権限に属する事務の一部を次のとおり委任させたので、同条第五項において準用する同法第七十条第四項後段の規定により告示する。

平成九年八月二十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 委任させた事務

次の展覧会に係る出品料の収納事務

展 覽 会 名		期 日	会 場
鳥取県美術展覧会		平成九年九月十二日から同月二十一日まで	鳥取県立博物館
		平成九年十月二十五日から同月二十九日まで及び同年十一月七日から同月十一日まで	倉吉博物館
		平成九年九月二十七日から同年十月六日まで	鳥取県営米子武道館

二 委任を受けた出納員

鳥取県教育委員会事務局文化課

課長補佐兼 伊井野 孝 一

文化係長

主 任 梅 原 順 子

主 任 田 淵 博 徳

三 委任期間

平成九年八月三十一日から同年九月三日まで